

屋内体育施設及び社会教育施設の利用に係る各種ガイドラインの廃止について

令和5年4月19日

韮崎市教育委員会 教育課 スポーツ振興担当

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けは、特段の事情が生じない限り、5月8日から、5類感染症に変更することとなりました。

本市では、「韮崎市屋内体育施設利用ガイドライン第7.1次小改正版」、「韮崎市勤労青年センター利用ガイドライン第3次改正版」、「韮崎市営総合運動場トレーニングルーム利用ガイドライン第2次改正版」に則り、山梨県新型コロナウイルス感染症の週報による感染者数に応じて閉鎖、制限又は緩和等の対策を図ってまいりましたが、この度、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着きつつあることや、感染症法上の分類の引き下げなどの変更等を見据え、前記ガイドラインを廃止することといたしました。

① 国の基本的方針

新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けの変更により、現在の「法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み」から、「個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取り組みをベースとしたもの」に大きく変更となります。

基本的対処方針や業種別ガイドラインは廃止となることから、日常における基本的感染対策について、以下の対応に転換することとなります。

- | |
|---|
| <p>(1) マスク着用の取扱いと同様、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることを基本とする。</p> <p>(2) 政府としては一律に求めることはなくなり、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組む。政府は、個人や事業者の判断に資するような情報の提供を行う。</p> |
|---|

② 本市の基本的方針

以上の国の基本的方針に基づき本市における屋内体育施設及び社会教育施設の利用に関する基本指針は次のとおりとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○利用制限は、市内外、年齢、団体等を問わず、全て解除する。○マスクの着用は、個人の主体的な判断を尊重することを基本とし、施設管理者から利用者に着用を求めない。○消毒液は、引き続き設置するものとするが、個人の主体的な判断を尊重することを基本とし、施設管理者から消毒の実施は求めない。○施設利用時のチェックリスト作成・確認、認証団体制度は廃止とする。○換気対策として、現在使用している扇風機、冷風機は、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスの流行状況に応じて利用を促すこととする。 |
|--|

③ 適用施設

市営総合運動場体育館、ウッドジム穂坂、地域屋内運動場、学校開放施設、勤労青年センター、市営総合運動場体育館内トレーニングルーム

④ 適用開始日 令和5年4月24日（月）

⑤ 具体的な周知

- (1) 市HPへの掲載
- (2) 管理指導者員等への周知

韮崎市教育委員会 教育課 スポーツ振興担当